

経緯・背景

- 第24回当財団理事会において、安全・安心な大会運営環境整備を目的とし、セーフガーディング担当理事を設置
- 昨今の競技環境やWAの定める各種規程（人権ポリシーやインテグリティ行動規範）等を踏まえ、当財団でもポリシーを策定していく必要

1

セーフガーディングとは

■ WAの定義するセーフガーディング

WAでは、セーフガーディングに関して、令和6年6月に『Safeguarding Policy』の最新版を公表、定義は以下の通り。

『セーフガーディング』とは、

脆弱な人、子供、大人を虐待、ハラスメント、搾取から保護するための対策を積極的に講じることです。
誰もが尊重され、評価される安全で居心地の良いスポーツ環境を作ること、セーフガーディングの核心です。
陸上競技に関わるすべての人が、虐待、ハラスメント、搾取を積極的に防止し、こどもや大人からの経験談に耳を傾け、問題があれば安全かつ完全に対応する役割を担っています。

Safeguarding - is about proactively putting in place measures to protect vulnerable persons, children and adults from abuse, harassment and exploitation. Creating a safe and welcoming sport environment, where everyone is respected and valued, is at the heart of safeguarding. Everyone involved with athletics has a role to play in making sure they actively prevent abuse, harassment or exploitation, listen to accounts from children and adults of their experiences and respond safely and fully if there is a problem.

引用：『World Athletics Safeguarding Policy』 4. What is safeguarding?
<https://worldathletics.org/athletics-better-world/safeguarding>

■ 想定されるトラブルの例

- ・ 暴力行為、セクシャルハラスメント、性的暴行、迷惑撮影行為、SNS等での誹謗中傷

2 セーフガーディングの取組

■ 取組のイメージ

- セーフガーディングポリシー（方針）の策定
- セーフガーディングプラン（計画）の策定

- セーフガーディングオフィサーの任命
- 業務執行理事の選定

■ SNS等における
誹謗中傷対策

■ 迷惑撮影対策の実施

■ 研修・情報提供の実施

■ 報告（相談）等の
対応フロー作成

■ 計画 -Planning-

- ・ 方針の策定
- ・ 計画の策定

■ 体制構築 -Framework-

- ・ オフィサーの任命
- ・ 業務執行理事の選定

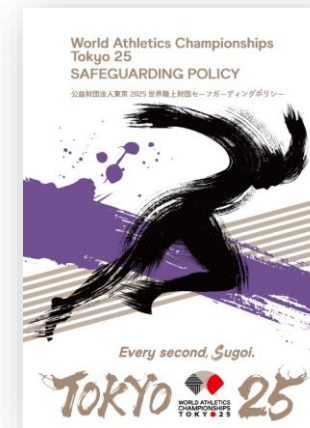
■ 普及・啓発 -Training-

- ・ 研修・情報提供の実施
- ・ 誹謗中傷
- ・ 迷惑撮影

3 セーフガーディングポリシー等の策定

セーフガーディングポリシー（方針）

- セーフガーディングへの取組について、
範囲、目的及び実施の枠組み等を示した方針を策定、公表する。
- 詳細は、別紙『セーフガーディングポリシー』のとおり



セーフガーディングポリシー
（表紙・イメージ）

セーフガーディングプラン（計画）

- Event Organisation Agreement（EOA）別紙『運用計画6.1 セーフガーディング運用計画』の取り決めには以下の定めがあり、LOCではセーフガーディングに関する計画を策定する必要がある。

LOC は、本イベントに関わるすべての関係者(すなわち、本イベントの企画及び開催に関わるすべての関係者、並びに出席者その他の参加者(例えば、競技者、LOC スタッフ、役員、ゲスト、ボランティア、観客、こども(18 歳未満))に向けた安全かつ虐待のない環境を確立し、実施するため、保護運用計画の策定及び実施に関連する費用及び経費を負担する。

The LOC will bear the costs and expenses in connection with the development and implementation of **the safeguarding operation plan** in order to establish and implement a safe and abuse-free environment for all those involved in the EVENT (i.e. all those involved in the staging and organising of the EVENT, as well as attendees and other participants (e.g. athletes, LOC staff, officials, guests, volunteers, spectators, children (under 18 years of age etc.)).

引用：東京2025世界陸上財団HP『EOA（Event Organisation Agreement）及びEOAに係る覚書』
<https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/about-us/regulations>

- セーフガーディングポリシーをもとに、大会運営期間中における報告・対応フローや必要な手続きに関する計画として、Safeguarding operation plan（セーフガーディングプラン）を今後策定し、関係者へ周知を行う。

World Athletics Championships Tokyo 25 SAFEGUARDING POLICY

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団セーフガーディングポリシー



Every second, Sugoi.

TOKYO  25
WORLD ATHLETICS
CHAMPIONSHIPS
T O K Y O 2 5

Contents

1. はじめに
Introduction
2. 定義
Definitions
3. 対象
Scope of Policy
4. 原則
Principles
5. 実施する取組
Measure
6. 報告
Report
7. 個人情報に関する取扱い
Handling of Personal Information

参考 1 世界陸上競技連盟セーフガーディングポリシー
World Athletics Safeguarding Policy

参考 2 世界陸上競技連盟人権ポリシー
World Athletics Human Rights Policy

参考 3 世界陸上競技連盟インテグリティ行動規範
World Athletics Code of Conduct

参考 4 用語の定義
Definitions of World Athletics Safeguarding Policy



© Getty Images for World Athletics

01

はじめに Introduction

公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「東京2025世界陸上財団」という。）は、東京2025世界陸上競技選手権大会（以下「大会」という。）を通じて「多くの人々に夢や希望を届ける」、「今後の国際スポーツ大会のモデルを示す」ことをミッションとして掲げています。

陸上競技に関わるすべての人にとって安全で前向きに大会に参加することのできる環境を整備する責任を果たすため、セーフガーディングポリシー（以下「本ポリシー」という。）を策定しました。

本ポリシーは、大会に関わるすべての関係者を虐待、ハラスメント、搾取などから保護し、それが発生した場合の適切な措置を講じるために必要なセーフガーディングへの取組について、範囲、目的、及び実施の枠組み等を示すものです。

また、本ポリシーは、世界陸上競技連盟（World Athletics。以下「WA」という。）の定めるセーフガーディングポリシーの規定（以下「WAポリシー」という。）、WAの定める人権ポリシー及びインテグリティ行動規範に従い行動すること、これらの規律について大会に関わるすべての関係者に対し共有し、共通の理解を醸成することを目的として定めるものです。

加えて、近年におけるアスリートをはじめとした陸上競技に関係する人々を取り巻く環境の変化を踏まえて、個別の課題に対しても適切な対応を講じていくことを目的としたものです。

本ポリシーの遵守を通じて虐待、ハラスメント、搾取などの行為を“しない”、“させない”だけでなく、大会に関係するすべての人が、それらの行為をいかなる人からも“受けない”こと、受けた場合に適切なサポートが“受けられる”ことが大切です。



© Getty Images for World Athletics

02

定義

Definitions

定義

セーフガーディングとは、脆弱な人、こども、大人を虐待、ハラスメント、搾取などから保護するための対策を積極的に講じることです。誰もが尊重され、評価される安全で居心地の良いスポーツ環境を作ることは、セーフガーディングの核心です。陸上競技に関わるすべての人が、虐待、ハラスメント、搾取などを積極的に防止し、こどもや大人からの経験談に耳を傾け、問題があれば安全かつ完全に対応する役割を担っています。





© Getty Images for World Athletics

03

対象

Scope of Policy

対象

本ポリシーは、東京2025世界陸上財団役職員、アスリート、競技役員、大会スタッフ、その他大会に関係するすべての者に適用されます。これには、ボランティア、アスリートの関係者、保護者、観客及び競技に関係する者などが含まれます。

【対象とされる行為の例】

セーフガーディングにおける、対策を講じるべき主な事象として、虐待、ハラスメント、搾取などが挙げられます。これらの行為の主体は本ポリシーが適用される者に限りません。具体的には、大会に関係する人たちに対して行われる、安全で前向きに大会に参加することのできる環境を脅かすような、大会に関与していない第三者からの行為も含まれます。

なお、WAの定める詳細の定義については、別紙参考にて示します（国内法規等の定義と異なる場合があります。）。

虐待は、暴力以外にも言葉や扱いによる差別など、不適切な力の行使が行われることで、「心理的虐待」「身体的虐待」「性的虐待」の他、「ネグレクト（放置・放任、世話の放棄）」等に分類されます。

ハラスメントは、本人の意図に関係なく、人を不快にさせたり、屈辱感や威圧感を与えたりすること、望まない、あるいは歓迎されない行為、いわゆる「嫌がらせ」や「いじめ」等の行為を指します。主なハラスメントの例として、「セクシャルハラスメント」や「パワーハラスメント」などがあげられます。

（次頁に続く）

対象

また、近年では、盗撮はもちろん、アスリートの写真・動画を使用した性的目的のSNS投稿やWEB掲載について、純粹に競技に打ち込むアスリートを傷つける行為であるとして、これらの行為は、「アスリートへの写真・動画によるセクシャルハラスメント」と位置付けられています。当大会では、競技会での撮影（一次被害）と、インターネットやソーシャルメディア（以下「SNS等」という。）上での写真・動画の活用方法（二次被害）の両者を迷惑撮影とし、対策を講じてまいります。

搾取は、個人的な利益のために、十分な情報提供を行わず、他の人やその資産を、他者から同意を得ることなく支配することを指します。個人的な利益とは、心理的なもの、評判的なもの、商業的なものなどがあり、相手からの明示的かつ十分な説明を受けた上での同意なしに、その人の権利が売却されたり、交渉されたりすることは、搾取にあたりとされています。

また、近年、時代の変化とともにアスリートをはじめとした陸上競技に関係する人々を取り巻くメディア環境が大きく変わっています。SNS等を通じた大会関係者への激励・応援メッセージ等は、大きな力となる一方で、SNS等での心無い誹謗中傷は、相手の心を深く傷つけ、不安に陥れる原因となります。東京2025世界陸上財団では、スポーツの根幹であるフェアネスとアスリートセンタードを基本に、大会の成功に向けて準備を進めています。己の限界に挑戦し、努力を重ねるアスリートたちには、リスペクトを表すべきであり、どのような理由があろうと、誹謗中傷は許されるものではありません。東京2025世界陸上財団では、関係各所と連携し、大会に関係するすべての人たちが互いに常に尊厳と尊敬をもって大会に取り組むために必要な対策を講じてまいります。



© Getty Images for World Athletics

04

原則 Principles

原則

東京2025世界陸上財団は、WAポリシーの定める以下の原則に基づき必要な計画や対応策を講じることとします。

(引用：WAポリシー 5. Principles)

- すべての人は、尊厳と尊敬をもって扱われ、性別、人種、年齢、社会経済的地位、民族性、能力、性的指向、信条、宗教的または政治的所属に基づく差別を受けない権利を有します。
- すべての人は、あらゆる形態の虐待、ハラスメント、搾取のない安全で包括的な環境の中で、陸上競技に参加し、楽しみ、個人的に成長する権利を有します。
- すべての人は、特に自分自身や他人の福祉について懸念を提起する場合には、その声を聞いてもらう権利を有します。個人の行動に不安があるときは、誰に助けを求めればいいのかを誰もが知っているはずです。
- 誰もがこどものケアと保護に責任を持ち、こどもの福祉が最優先であるため、こどもの最善の利益のために決定を下します。





05

実施する取組 Measure

実施する取組

■ セーフガーディングプランの策定

東京2025世界陸上財団は、Event Organisation Agreement (EOA) における定めに基づき、本大会に関わるすべての関係者(すなわち、本大会の企画及び開催に関わるすべての関係者、並びに出席者その他の参加者(例えば、アスリート、東京2025世界陸上財団役職員、競技役員、ゲスト、ボランティア、観客、こども(18歳未満)))に向けた安全かつ居心地の良いスポーツ環境を確立し、実施するため、セーフガーディングプラン (Safeguarding operation plan) の策定及びプランに基づく適切な措置を行います。

■ セーフガーディングオフィサーの任命

WA及び東京2025世界陸上財団は、大会前と大会中に行動するセーフガーディングオフィサーを任命します。

WAは、各加盟連盟に対し、代表団のうち1人を大会のチームセーフガーディングオフィサーに任命し、大会のチームメンバーの責任者として指名することを義務付けています。

■ 研修及び教育の実施

東京2025世界陸上財団の役職員、ボランティアに対し、それぞれの役割に関連した情報提供を行うとともに、対象者に対してはWAと連携したセーフガーディング研修を行います。東京2025世界陸上財団は、WAポリシーの定める以下の原則に基づき必要な計画や対応策を講じることとします。

(WAポリシー 5. Principles)



© Getty Images for World Athletics

06

報告
Report

07

個人情報への取扱い
Handling of Personal Information

対象に定めた者が何らかの形で虐待、ハラスメント、搾取を受けているのではないか、あるいは他人の行動について何らかの疑いを持った場合は、その懸念をセーフガーディングオフィサーに報告し、適切な評価と対処を受けなければなりません。また、警察・消防等の治安機関や各種サービス提供機関との関与が必要な場合もあり、WA、各国の競技連盟、東京2025世界陸上財団において、それぞれ任命されるセーフガーディングオフィサーはこれらの調整を行い、必要な措置を行うこととします。

東京2025世界陸上財団は、報告に際して必要となる情報や体制の整備に努めます。

個人情報に関する取扱い

東京2025世界陸上財団は、適用される各種法令及び東京2025世界陸上財団の定める規程に従い、個人情報を取り扱います。

東京2025世界陸上財団の定める個人情報保護方針は、[こちら](#)からご覧いただけます。

参考

01

世界陸上競技連盟

セーフガーディングポリシー

World Athletics Safeguarding Policy

02

世界陸上競技連盟

人権ポリシー

World Athletics Human Rights Policy

03

世界陸上競技連盟

インテグリティ行動規範

World Athletics Code of Conduct

04

用語の定義

Definitions of World Athletics

Safeguarding Policy

© Getty Images for World Athletics

世界陸上競技連盟 セーフガーディングポリシー

WAのセーフガーディングポリシーは、[こちらから](https://worldathletics.org/athletics-better-world/safeguarding)
ご覧いただけます。

<https://worldathletics.org/athletics-better-world/safeguarding>

世界陸上競技連盟 人権ポリシー

WAの人権ポリシーは、[こちらから](https://worldathletics.org/download/download?filename=10e13f5d-ff60-4066-b5d2-022310d3ee13.pdf&urlslug=World%20Athletics%20Human%20Rights%20Policy)
ご覧いただけます。

<https://worldathletics.org/download/download?filename=10e13f5d-ff60-4066-b5d2-022310d3ee13.pdf&urlslug=World%20Athletics%20Human%20Rights%20Policy>

世界陸上競技連盟 インテグリティ行動規範

WAのインテグリティ行動規範は、[こちらから](https://worldathletics.org/download/download?filename=ba923b86-b605-4e1f-9123-a4fa83793443.pdf&urlslug=D1.1%20-%20Integrity%20Code%20of%20Conduct)
ご覧いただけます。

<https://worldathletics.org/download/download?filename=ba923b86-b605-4e1f-9123-a4fa83793443.pdf&urlslug=D1.1%20-%20Integrity%20Code%20of%20Conduct>



用語の定義

WAの定めるポリシーにおける用語の定義は以下の通りです。

(引用：WAポリシー 別紙Appendix、参考機械翻訳)

(国内法規等の定義と異なる場合があります。)

【こども】

「こども」とは、まだ18歳に達していない個人またはそのグループを指します。

虐待、ハラスメント、搾取等については、以下で説明します。

【心理的虐待】

「心理的虐待」とは、中傷、軽蔑、拒絶、監禁、孤立、言葉による暴行、屈辱、脅迫、幼児化、または個人のアイデンティティ、尊厳、自尊心を損なう可能性のあるその他の行動を含む、歓迎されない行為です。心理的虐待は、ほとんどの種類の虐待の主たるものであり、これらの行為が発生する際には、心理的虐待も生じます。これは、多くの場合、いじめやネットいじめと見受けられることもあります。

【身体的虐待】

「身体的虐待」とは、蹴る、殴る、噛む、火傷するなど、怪我や身体的危害を引き起こす意図的または望ましくない行為です。これには、アルコールの強制摂取や組織的なドーピング行為が含まれる場合があります。また、アスリートの体格の年齢に適さないトレーニングなどの強制的または不適切な身体活動である可能性もあります。アスリートとコーチの両方の野心や仲間からのプレッシャーにより、一方または両方が過度のトレーニング負荷や競技へのコミットメントを課したり引き受けたりする可能性があるため、強制的または過度のトレーニングはスポーツ環境では気づかれない可能性があります。アスリートとコーチの間で、相互に合意し、達成可能なパフォーマンス目標を設定することを目的とした対話は、許容可能なトレーニング要求を定義するのに役立ちます。アスリートの健康と幸福に反する可能性のある野心を和らげるのはコーチ次第です。

【性的虐待】

「性的虐待」とは、接触または非接触のいずれかの性的性質の行為であり、同意が与えられない、与えることができない、強制される、または操られることを指します。これには、個人が性的な画像を見たり作成したり、性行為を見たり、性的に不適切な行動を他人に奨励したり、虐待に備えて人をグルーミングしたりすることが含まれます。それは男性と女性の両方によって犯される可能性があり、多くの場合には、一方の当事者が他方よりも権力のある立場にあります。

(次頁に続く)

用語の定義

【グルーミング】

「グルーミング」とは、個人がアスリートとの関係を築き、グルーマーが自分の利益のためにアスリートを操作し、搾取できるように、アスリートを信頼するように促すプロセス(オンラインまたは対面)です。アスリートの家族、側近、友人をグルーミングすることで、グルーマーは信頼でき、信頼できると信じ込まされ、グルーマーがアスリートに近づくことができるようになることがよくあります。アスリートを操作し、その関係を利用することで、アスリートにグルーマーの要求に従わなければならないと信じ込ませるのです。グルーマーがアスリートに対して持つ力は、グルーマーの要求に従わないように警告する友人や家族から彼らを孤立させるために使用されます。

【ハラスメント】

「ハラスメント」とは、相手を不快にさせたり、屈辱や威圧感を与えたりする、望ましくない行動や歓迎されない行動のことです。パワーハラスメントとは、通常、職場で、他の人に対して権力のある立場にある人が、その権力を使って、立場の低い人に肉体的または心理的に嫌がらせをすることです。パワーハラスメントには、排除、不適切な仕事の割り当て(許容範囲が少なすぎる、多すぎる、またはレベルが低い)、押し付けがましい行動が含まれます。

【セクシャルハラスメント】

「セクシャルハラスメント」とは、言語的、非言語的、身体的を問わず、性的な性質の望ましくない、または歓迎されない行為です。例としては、身体、衣服、私生活に関する望ましくない、または品位を傷つける親密な質問、性的なほのめかしを含むジョーク、合意のない性行為の提案や要求などがあります。これらは、望ましくないテキストメッセージ、電話、手紙、または性的なコンテンツを含むその他の形式の通信である可能性があります。また、じっと見つめたり、身振り手振りをしたり、性的な暗示を含む写真や画像を共有したりすることも含まれます。身体的なセクシャルハラスメントの例としては、つねる、キスや愛撫を試みる、触れるなど、性的な性質を持つ不必要な身体的接触があります。

【搾取】

「搾取」とは、誰かが自分の「個人的な利益」のために、その人の十分な説明を得た上での同意なしに、他の人やその資産を支配することです。個人的利益は、心理的、評判的、または商業的である可能性があり、人の権利が他の人の明示的かつ十分な説明を得た上での同意なしに販売または交渉された場合、搾取を構成します。陸上競技の例としては、アスリートの年齢や国籍を詐称したり、アスリートに代わって不正に行動したり、スポンサーシップや資金提供の取り決めの収益を不当に分配したりすることが挙げられます。搾取にはさまざまな形態があります。例としては、性的搾取、金銭的搾取、アスリートがこどもである間に長期契約を結ぶことなどがあります。

(次頁に続く)

用語の定義

【ネグレクト】

「ネグレクト」とは、身体的または感情的な最低限のケアを提供しないことであり、危害を引き起こしたり、危害の差し迫った危険を引き起こしたりすることです。これは通常、親や養育者がこどもに与えるケアに関連していますが、コーチやチームリーダーなど、アスリートに対してケアの義務を負う他の人にも関連しています。これには、高温下での十分な水、低温での適切な衣服の提供、適切な食料、宿泊施設、安全な移動の手配の失敗が含まれます。

虐待、ハラスメント、搾取は、人種、宗教、肌の色、信条、民族的出身、性別、性的指向、年齢、障害、社会経済的地位、運動能力、またはこれらの特性の組み合わせに基づく場合があります。それは、単一の孤立した事件または一連の事象、対面またはオンライン、意図的、未承諾、または強制的である可能性があります。いじめ、怠慢、同性愛嫌悪は、虐待やハラスメント、搾取の他のすべての側面であり、このポリシーの条件の下でも同様に扱われるべきです。

これらの形態の虐待、ハラスメント、搾取には、金銭的虐待の側面が含まれる場合があります。個人が、他人に経済的に利益をもたらすが、必ずしも自分自身に経済的利益をもたらすとは限らない契約や合意に署名するように強制されたり、無意識のうちに誘導されたりする可能性があります。強制の要素は、個人がこどもである場合、または個人が自分の代理として行動する権限を誰かに与えていない場合、または契約条件の影響について会計士や弁護士などの独立した専門家から適切なアドバイスを受けていない場合、虐待、ハラスメント、または搾取である可能性があります。

ある人にとっては虐待的ではないかもしれない行動も、その行為を受けている個人の脆弱性によっては虐待的または有害である場合があります。これは、人の年齢、能力、またはその他の形態の脆弱性が原因である可能性があります。

虐待、ハラスメント、搾取は、多くの場合、信頼される立場にある人による権限の乱用、つまり、影響力のある立場にある人による権力の乱用、または個人による他の人に対する不適切な権力の乱用に起因します。

WAは、いかなる形態の虐待、ハラスメント、搾取も容認しませんが、陸上競技に携わる人々は、より深刻な形態の虐待、ハラスメント、搾取を抑止するための積極的な措置に注力する必要があることを理解しています。



WORLD ATHLETICS
CHAMPIONSHIPS
T O K Y ● 2 5